

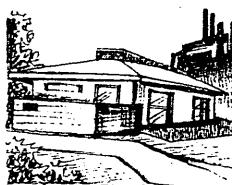
解説

スウェーデンの業務災害保険と通勤途上災害

同志社大学 角田 豊

[1] スウェーデンの業務災害保険の概要

1970年9月21～30日、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）のケルンで、国際社会保障協会 ISSA 第17回大会が開かれた。私も、この大会にオブザーバーとして出席する機会を得たのであるが、その中で、9月22日に、スウェーデン社会保険庁業務災害保険担当の専門家、ラ尔斯・ダールシュトрем Lars Dahlström 氏に会い、同氏から、スウェーデンの業務災害保険の中で取り扱われている通勤途上災害の取り扱いにつき、氏が自分で作成し



た英文のレポートを頂戴することができた。8月末から1月余りの旅行のうち、9月14～17日に、私が日本学術会議から民事法学研究連絡委員として、ポーランドのワルシャワで開かれた国際社会法（労働法社会保障）学会第7回大会に参加した際、同学会の会長をしているスウェーデンのフォルケ・シュミット Folke Schmidt 教授（ストックホルム大学）から、同国社会保険庁法制部長インゲマル・ホルムキスト Ingemar Holmquist 氏を紹介された。ホルムキスト法制部長は、私の話を聞いて、ただちに、ケルンの ISSA の大会に出席する L. ダールシュトーム氏や、その

後、私が再訪するスウェーデンでの若干の人びとを紹介してくれたのであった。スウェーデンで入手できた社会保障についての若干の資料の中から、同国の業務災害保険について、簡単な説明* をし、その後に L. ダールシュトーム氏の、通勤途上災害に関するレポートを訳載して、旅先で自分で英文レポートをタイプしてくれた同氏をはじめ、スウェーデンの人びとの厚意に深謝したい。

スウェーデンの現行の業務災害保険は、1954年5月14日の業務災害保険に関する法律にもとづき、同年12月31日以後、実施され、改正をへつつ、今日に至っている。

業務災害保険は、すべての被用者と、職業訓練のために所定の学校に在学中の学生に対して、強制適用される。妻または夫が、その配偶者のために働いている場合、ならびに近親のために働いている人びとは、適用を除外される。

業務災害には、業務に関連して生ずる災害、および職業病が含まれる。物質または放射線を原因として起ったすべての疾病は、もし、それらが仕事の性質に起因するものであ

れば、職業病と考えられる。原則として、仕事の往復の途上に起った災害も、また、この範疇に含まれる。他人のために仕事をしている際、自分の家のなかでこうむった災害も、他の業務災害と同一の取扱いを受ける。

業務災害の通告は、直ちに、使用者に対してなされなければならない。

被用者の年間勤労収入が、業務災害補償の額を決定する。勤労収入には、その者が、例えば、自分の農場または自分の作業場で、自ら営んでいた収入のある仕事からの推定所得も、含まれる。

家庭でなされる家内労働の価値もまた、もしこの仕事のために、その者が常勤の職業に就くことが妨げられているなら、含まれるべきである。

25歳以下のひととは、通常、その者の勤労収入の最高水準には、達していない。そのような場合には、手当が、一定の規則に従って、増額される。職業訓練を受けている間の人ひとに対しても、同様のことが適用される。給付は、もし、実際の年間所得が、1,800クローネ（1968年以前は1,200クローネ）以下

であれば、1,800クローネ（1968年以前は1,200クローネ）の収入を基礎として、計算される。それ以上の年間収入があった場合、報酬基礎額が定められていて、報酬基礎額の何倍の年間収入が現実にあったかが考慮される。

報酬基礎額は表の通り。年間収入が、災害

発生の年の始めの報酬基礎額の2倍に達するまでは、その収入全額が基本年金額に算えられる。年間収入が、報酬基礎額の2倍以上、3倍に達するまでは、その部分の年間収入額の4分の3が、基本年金額に算入され、年間収入が、報酬基礎額の3倍以上、5倍に達するまでは、その部分の年間収入額の2分の1が、基本年金額に算入される。しかし、年間収入が、報酬基礎額を超える場合には、その部分は、全く、基本年金額には算入されないのである。障害補償年金は、障害の程度に応

| 報酬基礎 | 年 | 月 |
|-----------|----------------|---|
| 4,000クローネ | 1457年9月以降 | |
| 4,800 | 1964年1月～10月 | |
| 5,000 | 1964年11月～65年8月 | |
| 5,200 | 1965年9月～12月 | |
| 5,300 | 1966年1月～4月 | |
| 5,500 | 1966年5月～67年3月 | |
| 5,700 | 1967年4月～68年2月 | |
| 5,800 | 1968年3月～69年7月 | |
| 6,000 | 1969年8月～70年2月 | |
| 6,300 | 1970年3月～70年7月 | |
| 6,400 | 1970年8月～ | |

じて、基本年金額の%で示される。稼得能力の完全喪失の場合には、基本年金額の100%が与えられる。稼得能力の50%減少の場合には、基本年金額の50%が与えられる。しかし、この年金は、基本年金額の12分の1刻みで、額を減らしている。

障害が30%以下10%以上であれば、障害の程度に応じ、それぞれ、基本年金額の3分の2に%をかけたものが与えられる。もし、障害の程度が15%であれば、年金は、基本年金の3分の2の15%である。障害の程度が10%

以下の場合には、年金は支給されない。67歳以上の者に対しては、上述の障害補償年金は、すべて4分の1だけ、減額される。

保険料は、使用者が、業務災害に対し、保険されるべき者の保険料を支払う。

スウェーデンの業務災害保険の一つの特色は、国民保険の医療給付との間に、同一取扱期間 co-ordination period が設けられていて、この期間、すなわち、業務災害を受けてから、90日間、医療費は、国民保険の医療給付と同じく地方社会保険事務所から支払われる。ただし、これに加えて、業務災害保険から、歯科治療、眼鏡、義肢等の費用が、償還される。

同一取扱期間の90日間、疾病給付（休業補償）も支給される。

疾病給付は、基礎給付と補足給付とからなっている。

基礎給付は、一日6クローネであり、次に支給される。

地方社会保険事務所に登録されている女子および、その者の勤労収入年額が少なくとも、2,600クローネ未満である他の被保険

者。

補足給付は、勤労収入年額が2,600クローネ以上である者に対し、基礎給付に追加して支給される。

勤労収入年額にしたがって、補足給付の等級表が設けられている。もし、ある人が、被用者として、また自営業者として、二重に所得を得ている場合は、基本的には、その者の属する等級は、その雇用から生ずる所得にもとづいて、決定される。このことは、とりわけ、保険料にとって、重要である。保険料は、この二つの所得類型によって、異なるからである。

| | 稼得活動からの年間所得額 | | 疾 病 給 付 額 (基礎給付+補足給付) | |
|---|---------------------|---------|--------------------------|------|
| | 以上 | 未満 | 1 日 | クローネ |
| ① | 1,800クローネ～2,600クローネ | | | 6 |
| ② | 2,600 | ～3,400 | | 7 |
| ③ | 3,400 | ～4,200 | | 8 |
| ④ | 4,200 | ～5,000 | | 9 |
| ⑤ | 5,000 | ～5,800 | | 10 |
| ⑥ | 5,800 | ～6,800 | | 12 |
| ⑦ | 6,800 | ～8,400 | | 14 |
| ⑧ | 8,400 | ～10,200 | | 16 |
| ⑨ | 10,200 | ～12,000 | | 19 |
| ⑩ | 12,000 | ～14,000 | | 22 |
| ⑪ | 14,000 | ～16,000 | | 25 |
| ⑫ | 16,000 | ～18,000 | | 28 |
| ⑬ | 18,000 | ～21,000 | | 31 |
| ⑭ | 21,000 | ～24,000 | | 34 |
| ⑮ | 24,000 | ～27,000 | | 37 |
| ⑯ | 27,000 | ～30,000 | | 40 |
| ⑰ | 30,000 | ～33,000 | | 43 |
| ⑱ | 33,000 | ～36,000 | | 46 |
| ⑲ | 36,000 | ～39,000 | | 49 |
| ⑳ | 39,000 | ～ | | 52 |

勤労収入年額と疾病給付額の等級は前頁の表に示される通りである。

入院患者に対しては、疾病給付は、基礎的に一日5クローネに引き下げられる。しかし、少なくとも、受給者は、疾病給付の半額を受けることができる。

疾病給付には、家族手当が加算される。

家族手当の児童数別加算は三段階である。

| 16歳未満の児童数 | 家族手当日額 |
|-----------|--------|
| 一児または二児 | 1 クローネ |
| 三児または四児 | 2 クローネ |
| 五児以上 | 3 クローネ |

90日の同一取扱期間を過ぎると、業務災害保険の療養補償費は、国の社会保険庁、または使用者補償責任保険会社から支払われる。

療養補償費には、医療・歯科治療・入院等の措置の費用の主なもの、疾病に関連した交通費、薬剤・眼鏡・義肢等の費用等が含まれる。

また、業務災害の疾病給付も、90日の同一取扱期間以後も、引き続き支給され、その場合には、国の社会保険庁または使用者補償責任保険会社がこれを支給する。年金の処で既に

述べた所得推計方式は、受給対象者が、それによって、より高い疾病給付を受給できる場合には、この場合の疾病給付にも適用される。

長期間、自分で身辺を整理できない業務災害被害者には、一日5クローネを超えない「介護手当」によって、その者の疾病給付または生活補償年金が増額される。この介護手当は、その者が、入院して治療を受けている場合には、支給されない。

葬祭料は、業務災害による死亡の起った年のはじめにおける報酬基礎額(1970年なら、年間6,000クローネ)の20%。

遺族補償については、次の通りである。

寡婦は、再婚しない限り、亡夫の勤労収入の3分の1に相当する生活補償年金をうける。ただし、67歳以後は、この年金は、4分の1、減額される。

もし、60歳以前に、その寡婦が再婚した場合には、一時金として、3年分の年金相当額を受ける。

男やもめは、その妻の死亡により、生活を支える手段が不十分な場合には、年金または一時金を受ける。ただし、その最高額は、寡

婦に支払われる額を超えない。

児童は、各おの、19歳に達するまで、なくなった親の収入の6分の1の年金を受ける。

もし、疾病または類似の事情により、その児童が、自分で生活を支えることができない場合には、その年金は、引き続き支給される。ただし、いかなる場合にも、21歳を超えては支給されない。

生計を維持していた子の死亡により、生活手段が不十分となった親は、亡くなった子の勤労収入年額の6分の1を超えない年金を、各おの受給する。

年金の合算額は、いかなる場合にも、死亡した本人の障害補償年金の基本年金額の6分の5を超えることはない。

妻または夫および子に対する年金は、両親に対する年金に優先する。

注※主として Social Benefits in Sweden (1970)による。

[2] スウェーデンの通勤途上災害

スウェーデン社会保険庁業務災害
保険担当、ラルス・ダールシュト
レーム Lars Dahlström

スウェーデンの業務災害保険は、「1954年5月14日の業務災害保険に関する法律」にもとづいている。同法第6条の規定により、仕事の場所の往復途上に起った災害は、もしその往復が、仕事によって、かつ仕事と密接に関連して by and closely connected with the work 起ったのであれば、業務上の災害 an accident at work として取り扱われる。このような災害は、就労中の災害 accident on the job と同一の給付を受ける資格を与えるのである。同規定は、主に、家庭と仕事の場所との間の、定常的な、一般に毎日の通勤、を考えている。通勤の出発点または終点は、被用者の家庭であることが、最も多い。保険の取扱う範囲に入る通勤は、被保険者が、その家の玄関の扉を通った時に、通常、始まるか、または終る、と考えられる。もし、被保険者の住む家屋の外に、囲いをした、彼の使用する庭地（例えば、囲いをした、家の庭園）がある

場合でも、同様であろう。

同法で考えられている往復途上には、通常、食事のための休憩に関しての外出もこれに入る。（食事の場所、または仕事の場所で食事をするための飲食物を買う場所、との往復）。

他方において、一般に、私用のための外出は、とりわけ、仕事に関連する、という要件を充すことができない。

被保険者が、食事のための休憩またはその他の休憩時間中に、仕事と関連を持たない事柄をするために行なった外出途上での災害は、原則として、補償を受ける資格がない。

通常の道から外れている間に起った災害は、その通勤（又は外出）が、たとえ、通常の道から外れている途中であっても、仕事と因果関係がありさえすれば、補償を受ける資格がある。

もし、被保険者が仕事からの帰路、途中で休むか、または仕事の場所を離れた後、暫らくしてから、はじめて家に向いはじめた場合には、問題は、前者の場合には、その途中の休みの後の帰路、後者の場合には、家へ向う帰路全体と、業務との間に、法に規定する

「密接な関係」があるとみなされるかどうか、ということである。

この関連を判断するに当っては、その休みが業務と関連しているかどうかが重要である。また、この点の諸条件が充たされない場合には、帰路の行程の時間に比較して、その休みの長さが、重要ななるのである。

他の場所での義務を開始することに関連しての仕事の場所からの過去は、同法の考へている仕事の場所の往復ではない。原則として、そのような外出は、本人が自由にえらんだ場所での義務の開始のためとみなされるかどうかであって、業務からの帰路ではない。

ある場所で、臨時の仕事をしている人びとが、そこに宿泊施設をもっている場合、その人びとが週末に家庭のある場所に帰る旅行は、その旅行が食料の供給をするためになされようと、特別の理由なしに行なわれようと、それらに関係なく、保険の保障がある。

時として、被保険者の行動、または、他の特別な理由のため、仕事の場所の往復途上の災害が補償を受ける資格があるとみなされ得ない結果を生むことが、あり得る。